

市第25号議案

横浜市福祉保健活動拠点条例等の一部改正

横浜市福祉保健活動拠点条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉保健活動拠点条例等の一部を改正する条例

（横浜市福祉保健活動拠点条例の一部改正）

第1条 横浜市福祉保健活動拠点条例（平成10年10月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で」を削る。

（横浜市社会福祉センター条例の一部改正）

第2条 横浜市社会福祉センター条例（昭和56年3月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で」を削る。

（横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部改正）

第3条 横浜市福祉保健研修交流センター条例（平成9年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

福祉保健活動拠点等に係る指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市福祉保健活動拠点条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市福祉保健活動拠点条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条 （第1項省略）

- 2 指定管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、地域における市民の自主的な福祉活動又は保健活動に対する支援を行うものでなければならない。

（第3項及び第4項省略）

横浜市社会福祉センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条 （第1項省略）

- 2 指定管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、横浜市の地域福祉に関する施策の方針を理解し、地域福祉を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動に対する支援を行うものでなければならない。

（第3項及び第4項省略）

横浜市福祉保健研修交流センター条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第6条（第1項省略）

- 2 指定管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、福祉活動、保健活動等の推進に必要な人材の養成等に関する横浜市の施策の方針を理解し、福祉活動、保健活動等に従事する者に対する研修、情報の提供等の事業を自ら企画し、及び実施し、並びにこれらの者の交流に対する支援を行うものでなければならない。

（第3項及び第4項省略）